

# 第58回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

## 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社広濟堂ホールディングス

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)広済堂ネクスト  
(株)広済堂HRソリューションズ  
東京博善(株)  
(株)広済堂ビジネスサポート

2021年4月において、株式会社エヌティの全株式を取得、また、2021年6月において、x-climb株式会社の全株式を取得し連結の範囲に含めております。

2021年10月より2021年4月5日に設立した株式会社広済堂ネクスト（旧会社名株式会社廣済堂情報ソリューション分割準備会社）及び株式会社広済堂HRソリューションズ（旧会社名 株式会社廣済堂人材ソリューション分割準備会社）を連結の範囲に含めております。

#### ②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 Nhat Linh Trading and Training Company Limited  
Zen Company Limited
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ①持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。



## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く)
- (ロ) 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- (ハ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ⑤重要なヘッジ会計の方法

- (イ) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金の利息
- (ハ) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(二) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥のれんの償却に関する事項 5年間で均等償却しております。

⑦重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

(ロ) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経

過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、利益剰余金の当期首残高、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、顧客に支払われる対価については、従来、販売費および一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。この変更により連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「貸倒引当金戻入額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入額」は1百万円であります。

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は42百万円であります。

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「新型コロナウイルス感染対策費用」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「新型コロナウイルス感染対策費用」は57万円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

(1) 当事業年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 635百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当連結会計年度における見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 7,180百万円

機械装置及び運搬具 576百万円

土地 3,140百万円

投資有価証券 1,311百万円

連結上消去されている関係会社株式 9,041百万円

---

計 21,250百万円

上記に対応する債務

短期借入金 5,500百万円

1年内返済予定の長期借入金 5,496百万円

長期借入金 16,937百万円

---

計 27,933百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 36,988百万円

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価ならびに第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,138百万円

(4) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形 176百万円

売掛金 6,259百万円

電子記録債権 695百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	24,925千株	3,612千株	一千株	28,537千株

(注) 2022年1月31日を払込期日とする第三割当増資による新株発行により3,612千株増加しております。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。



## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

また、デリバティブが組み込まれた金融商品である投資有価証券は、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引等に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、主に長期については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）のヘッジ手段も利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(イ) 投資有価証券			
その他有価証券	2,228	2,228	—
資産計	2,228	2,228	—
(ロ) 社債	320	316	△3
(ハ) 長期借入金	22,481	22,298	△183
負債計	30,750	30,563	△187

(※) 長期貸付金は重要性が乏しくなったため省略しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(イ) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ロ) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
金利関係

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	300	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等は非上場株式等（連結貸借対照表計上額 665百万円）であり、「(イ) その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,461	—	—	1,461
債券	—	—	708	708
その他	58	—	—	58
資産計	1,520	—	708	2,228

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	316	—	316
長期借入金	—	22,298	—	22,298
負債計	—	22,614	—	22,614

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(イ) 投資有価証券

これらの時価について、株式及びその他は取引所の価格により、レベル1の時価に分類しております。債券は第三者であり専門能力を有する情報ベンダーから提示された価格によって、レベル3の時価に分類しております。

(ロ) 社債

社債の時価については、長期借入金と同方法によっており、レベル2の時価にしております。なお、金利スワップは行っておりません。また、1年内償還予定の社債を含めております。

(ハ) 長期借入金

長期借入金の時価については、当社グループは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価にしております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(イ) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
投資有価証券			
その他有価証券			
債券	リスク中立測度下での期待キャッシュ・フロー・ディスカウント・モデル (モンテカルロ・シミュレーション法)	為替ボラティリティ	15.60% (豪ドル) 9.24% (米ドル)

(ロ) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券及び 投資有価証券		合計
	その他有価証券		
	債券	その他	
期首残高	651	1,000	1,651
償還	－	△1,000	△1,000
評価差額金の変動	56	－	56
期末残高	708	－	708

### ③時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各連結会社の取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

レベル3金融商品である仕組債については、第三者であり専門能力を有する情報ベンダーから入手した相場価格を利用しております。当該第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、他の第三者であり同様に専門能力を有する取引相手の金融機関からも会計基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手し、当該第三者から入手した価格と比較・検討するとともに、当該仕組債の価格の時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### ④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

	報告セグメント			合計
	情報	人材	葬祭	
情報ソリューション事業に係る財・サービス	19,120	—	—	19,120
人材サービス事業に係る財・サービス	—	6,856	—	6,856
エンディング関連事業に係る財・サービス	—	—	9,384	9,384
顧客との契約から生じる収益	19,120	6,856	9,384	35,361
外部顧客への売上高	19,120	6,856	9,384	35,361

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、情報ソリューション事業、人材サービス事業、エンディング関連事業を展開しております。

情報ソリューション事業は、出版印刷・商業印刷を始めとする各種印刷業務等を行っております。通常は、成果物の引渡により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

人材サービス事業は、求人媒体発行・人材紹介・人材派遣等の業務を行っております。求人媒体発行・人材紹介業務については、通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。人材派遣業務は、契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

エンディング関連事業は、火葬炉併設の総合斎場運営業務を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,311円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	149円09銭

## 10. 企業結合に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2021年6月29日開催の定時株主総会の決議を経て、2021年10月1日付で当社を分割会社、当社100%子会社である「株式会社広済堂ネクスト」及び「株式会社広済堂HRソリューションズ」を承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行しました。

また、同日付で当社は株式会社広済堂ホールディングスに商号を変更しております

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の内容

当社の情報ソリューション事業及び人材サービス事業

②企業結合日

2021年10月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、「株式会社広済堂ネクスト」及び「株式会社広済堂HRソリューションズ」を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

分割会社：株式会社広済堂ホールディングス

承継会社：株式会社広済堂ネクスト

株式会社広済堂HRソリューションズ

⑤承継した事業

情報ソリューション事業：株式会社広済堂ネクスト

人材サービス事業：株式会社広済堂HRソリューションズ

⑥その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く環境は、情報ソリューション事業領域におけるデジタルコンテンツの拡大に伴う紙媒体の需要低下、プロモーションの多様化による商業印刷の需要変化や、人材サービス領域における労働・採用市場の変化、葬祭事業領域における葬儀の簡素化など、事業環境の変化が一層厳しさを増しており、コア事業の再構築が急務です。

そのような中、新中期経営計画で示した「廣済堂大改造計画2020」を確実に実行し、業態転換と収益改善、企業イメージの刷新を果たし、情報ソリューション事業、人材サービス事業及びエンディング関連事業の3つの柱を確立させていきたいと考えております。

当社の社名である「廣済」は“広く社会に貢献する”という意味であり、“人生100年

を様々な場面でサポートする廣濟堂グループ”へ変化したいと考えております。今後は、当社グループのさらなる成長加速及び事業拡大及びより強固な収益基盤構築のため、持株会社体制へ移行いたしました。

## (2) 会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。



# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

#### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④長期前払費用

定額法によっております。

### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期限内で均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の、当期に負担する額を計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①当事業年度から連結納税制度を適用しております。

②「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売にお

いて、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、利益剰余金の当期首残高、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、顧客に支払われる対価については、従来、販売費および一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。この変更により計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「支払手数料」は42百万円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,605百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当事業年度における見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 15,403百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、一部の子会社は、超過収益力を反映した実質価額により判定しております。

関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。回復可能性がないと判断された関連会社の株式は帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

当事業年度においては、実質価額が著しく低下した関係会社が存在しないため、関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があります、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物	1,287百万円
構築物	5百万円
土地	2,472百万円
投資有価証券	1,311百万円
関係会社株式	9,041百万円
計	14,118百万円
上記に係る債務	
短期借入金	5,500百万円
1年内返済予定の長期借入金	5,496百万円
長期借入金	16,937百万円
計	27,933百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,054百万円

### (3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,138百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,353百万円
長期金銭債権	215百万円
短期金銭債務	0百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	876百万円
仕入高	229百万円
販売費及び一般管理費	48百万円
営業取引以外の取引高	2,550百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	10,656株	2,500,070株	2,502,600株	8,126株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、2021年8月27日の買付による増加2,500千株及び単元未満株式の買取による増加分であります。  
2. 自己株式の株の減少は、2021年6月29日の譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少2,600株及び2021年1月31日の第三者割当としての自己株式の処分による減少2,500千株によるものであります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因は、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な要因は、その他有価証券評価差額金であります。

繰延税金資産については、評価性引当額を控除しており、また、貸借対照表上の金額は繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東京博善(株)	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 建物の賃借人	受取配当金 経営指導料 賃貸収入 増資の引受	2,500 149 12 2,500	—	—
子会社	(株)広済堂ネクスト	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 建物の賃借人	経営指導料 賃貸収入 増資の引受	280 249 1,000	その他流動資産(未収入金) その他流動資産(立替金)	583 570
子会社	(株)広済堂HRソリューションズ	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 建物の賃借人	増資の引受	400	—	—

(注) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料、不動産賃貸料及び受取配当金であります。経営指導料および不動産賃貸料における主な履行義務の内容は、子会社への財又はサービスの提供であり、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。なお、当社は2021年10月1日付で持株会社体制へ移行しております。持株会社体制移行前の当社の主な収益は、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記 (2) 収益を理解するための基礎となる情報」に記載の「情報ソリューション事業」および「人材サービス事業」と同一であります。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 275円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 145円99銭 |